

第16 非常警報設備

I 外観検査

1 常用電源

自動火災報知設備に準じたものであること。

2 配線（電源回路の配線を除く。）

(1) 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で行われていること。

(2) 60V未満の弱電流回路に使用する電線を除き、配線に使用する電線とその他の電線とは、原則として、同一の管、ダクト若しくは線ぴ又はプルボックス等の中に設けていないこと。

(3) スピーカーに音量調整器を設けた場合は、原則として3線式配線であること。

3 増幅器、操作部及び遠隔操作器

(1) 操作部又は遠隔操作器のうち1のものは守衛室等常時人のいる場所で、かつ、防火上有効な措置を講じた場所に設けてあること。

(2) 1の防火対象物に2以上の操作部又は遠隔操作器が設けてある場合は、これらの操作部又は遠隔操作器の設置場所相互間で同時に通話することができる設備が設けてあること。

4 起動装置並びにベル、サイレン又はスピーカー

(1) 雨水等の影響を受け又は可燃性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、それぞれ適当な防護措置を講じ又は防爆構造のものが使用してあること。

(2) 階段又は傾斜路以外の場所には、当該放送区域の面積に応じた種類のスピーカーが設置されていること。

(3) 階段又は傾斜路には、垂直距離15mごとにL級スピーカーが設置されていること。

5 総合操作盤

屋内消火栓設備Ⅱ. 6に準じたものであること。

II 性能検査

1 配線検査

(1) 方法

工事施工者があらかじめ実施した絶縁抵抗試験記録を確認する。

(2) 合否の判定

電路の対地電圧が150V以下の場合は0.1MΩ以上、150Vを超える場合は0.2MΩ以上であること。

2 増幅器、遠隔操作器及び複合装置検査

(1) 回路選択（複合装置を除く。）

ア 方法

任意の選択スイッチを操作し、起動させる。

イ 合否の判定

(ア) 選択された階別に警報音等が鳴動すること。又、一斉鳴動スイッチを操作した場合、全回線に警報音が流れるものであること。

- (イ) 放送設備にあつては自動的に鳴動区分に応じ、感知器発報放送及び火災放送を行うとともに、火災灯、階別作動表示灯、出火階表示灯及びモニター用スピーカー等が正常に作動すること。

(2) 起動装置

ア 非常ベル又は自動式サイレン

(ア) 方法

起動装置を作動させる。

(イ) 合否の判定

- a 10 秒以内に警報音が鳴動するとともに、操作部において、発信箇所の階別を明示し、火災灯が点灯すること。
- b 任意の起動装置を 2 個以上同時に作動させた場合、機能に異常を生じないこと。

イ 放送設備

(ア) 方法

- a 任意の階の自動火災報知設備の感知器を作動させる。
- b 任意の階の自動火災報知設備の発信機又は非常電話を作動させる。
- c 操作部相互間で同時通話できる設備（電話、インターホン等）が設けられている場合は、相互間で通話する。

(イ) 合否の判定

- a 自動火災報知設備の感知器からの階別信号受信後、10 秒以内に鳴動区分に応じて、感知器発報放送を行うとともに、階別作動表示灯、出火階表示灯、及びモニタースピーカー等が正常に作動すること。又、感知器発報放送を行った後、次の操作により火災放送を行い、かつ、手動操作により非火災報放送を行えること。

(a) 発信機の起動

- (b) 感知器個々の信号を多段階に識別できる自動火災報知設備にあつては、第一報の感知器以外の感知器の火災表示すべき煙濃度又は温度に達した旨の信号の受信

- b 自動火災報知設備の発信機を作動させた場合は、10 秒以内に自動的に鳴動区分に応じて、火災放送を行うとともに、火災灯、階別表示灯及びモニタースピーカー等が正常に作動すること。
- c 起動装置を作動させた場合、増幅器等が正常に作動すること。又、手動により復旧させない限り、動作が正常に継続すること。
- d 非常用の放送以外の放送設備と共用するものは、非常用以外の放送を継続させた状態で、任意の起動装置を起動した場合、直ちに非常放送に切り替わること。
- e 任意の起動装置を 2 個以上同時に作動させた場合、機能に異常を生じないこと。
- f 非常電話にあつては、上記の他、次により確認する。

- (a) 操作部（親機）と非常電話機（子機）は、相互に通話できるものであること。又、2 回線以上の非常電話機（子機）を操作しても、操作部（親機）において任意に選択が可能であるとともに、遮断された回線の非常電話機（子機）には、話中音が流れること

(b) 有効に通話できること。

g 相互通話設備は、同時に相互通話ができること。

(3) 回路短絡（操作部及び複合装置を除く。）

ア 方 法

定格出力により警報音を鳴動させた状態で、任意の出力回路を短絡させる。

イ 合否の判定

短絡させた出力回路以外の出力回路の放送が正常であるとともに、どの出力回路が短絡したかを増幅器の位置で確認できること。

(4) 非常電源（内蔵のものに限る。）

ア 方 法

非常電源に切り替えた状態で回路選択試験を行う。

イ 合否の判定

前 (1)、イに準じたものであること。

(5) 一般放送停止（操作部及び複合装置を除く。）

ア 方 法

非常用の放送設備と業務用の放送設備が共用されている場合、業務用の放送中に非常用放送をする。

イ 合否の判定

非常放送が開始され、業務用放送が遮断されること。

(6) 総合操作盤

屋内消火栓設備に準じたものであること。

3 ベル・サイレン・スピーカー検査

(1) 方法

ア 音響装置の中心から 1m離れた位置で、騒音計（A特性）を用いてその音圧を測定する。

なお、スピーカーについては、火災放送の第 2 シグナル音の音圧を測定する。

イ スピーカーの性能規定を採用した放送区域については、当該放送区域内の任意な位置で、かつ、床面から 1mの位置における音圧を測定する。

(2) 合否の判定

ア 音圧について

(ア) 騒音計（A特性）を用いて測定した音圧が、90 デシベル以上であること。又、スピーカーにあつては、L級で 92 デシベル以上、M級で 87 デシベル以上、S級で 84 デシベル以上であること。

(イ) 第 3 章 第 1 6 放送設備 II. 1. (2). (ク) 高天井放送区域におけるスピーカーの設置方法を採用した放送区域については、スピーカーの中心から 1m以上離れた位置で測定した音圧が、下表に掲げるスピーカーからの最大距離に対しての音圧以上であること

スピーカーからの 最大距離	50m	45m	40m	35m	30m	25m	20m
必要な音圧レベル (dB)	109	108	107	106	105	103	101

(ウ) スピーカーの性能規定を採用した放送区域については、75 デシベル以上の音圧であること。

イ 所定の区域で鳴動するとともに、スピーカーの指向性、音声警報等の明瞭度が適正であり、放送内容が他の騒音等と明らかに区分して聞き取れること。

なお、暗騒音が 65dB 以上ある場合は、当該場所における暗騒音よりも 6dB 以上強くなるよう確保されていること。